

## 「大阪市路上喫煙対策委員会」委員の委嘱及び第1回委員会会議録

1 日時 平成19年4月25日(水) 午前9時30分～午前10時40分

2 場所 大阪キャッスルホテル 6階 <sup>おしどり</sup> 鴛鴦の間

3 出席者

○ 委員 (敬称略)

鬼追 明夫 (弁護士 (なにわ共同法律事務所))

坂口 勝治 (大阪南部たばこ商業協同組合 理事長)

西岡 義治 (大阪市PTA協議会 会長)

西田 賢治 (大阪商工会議所 常務理事 事務局長)

花嶋 温子 (大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師)

松本 和彦 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授 (憲法・環境法))

森田 昭信 (大阪市地域振興会 会長)

○ 大阪市

井越副市長

環境局 事業部業務企画担当課長 事業部収集輸送効率化担当課長  
企画部廃棄物処理計画担当課長

4 委嘱

5 第1回委員会

6 会議録

○ 委員委嘱

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

それでは、定刻となりましたので、只今から「大阪市路上喫煙対策委員会」の委員の委嘱を行います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の「大阪市路上喫煙対策委員会」委員の委嘱、及び引き続いて開催いたします「第1回対策委員会」の開催にあたりましては、事前にご相談させていただき、大阪市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づきまして公開とさせていただきます。本日は、傍聴者のほか、報道機関の方の取材も入っておりますのでご報告申しあげます。

それでは、ただいまから、井越副市長から委員の委嘱にあたってのごあいさつを申しあげます。

なお、委嘱辞令の交付につきましては、副市長から直接お渡しさせていただくべきところですが、お手元の方に配付させていただいておりますのでよろしく申し上げます。副市長申し上げます。

(井越副市長)

井越でございます。

路上喫煙対策委員会の発足にあたり、ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、それぞれの専門分野の第一線において、大変ご多忙にもかかわらず、このたびの委員就任を御承諾いただき、心から厚くお礼申し上げます。

大阪市では、市民が健康で安心して暮らすことのできる、安全で快適な生活環境の確保をめざし、去る4月1日に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。

この条例は、市民や事業者、通勤や観光のために訪れる人など、喫煙者、非喫煙者を問わず、様々な立場の人々の御理解・御協力のもと、広くマナーの向上による快適なまちづくりをめざすもので、特に路上喫煙対策として違反者から過料を徴収することといたしましたが、この本来の趣旨を御理解いただくために、積極的な啓発活動を進めることにしております。

大阪市では、市政のあらゆる分野において抜本的な改革に取り組むとともに、多くの人・もの・情報が集まり、新しい文化や産業を生み出す活力と魅力に満ちた「創造都市」の実現に力を注いでおります。

8月には、いよいよ「世界陸上競技選手権大阪大会」が開催されます。市民や事業者、各団体などのご協力を得て、内外の注目を集めるこの大会を温かいホスピタリティで成功させ、大阪の魅力を世界に向けて発信してまいりたいと存じます。

魅力あるまちづくりの一環として、今後、委員会の皆様のご意見をいただき、路上喫煙対策の推進に力を注いでまいりますので、どうか活発な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

それでは、ここで、「大阪市路上喫煙対策委員会」の委員の皆様のご紹介をいたします。お手元の資料でございます「大阪市路上喫煙対策委員会」委員名簿の順にご紹介させていただきます。

なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

鬼追 委員でございます。 坂口 委員でございます。 西岡 委員でございます。 西田 委員でございます。 花嶋 委員でございます。 松本 委員でございます。 森田 委員でございます。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

それでは、「大阪市路上喫煙対策委員会」委員の委嘱に引き続きまして、只今から、「第1回路上喫煙対策委員会」を開催したいと存じます。

○ 第1回委員会

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

それでは、報告事項でございますが、本委員会は「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第3条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は全員出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、これから議事等に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

順に、

次第

資料1 大阪市路上喫煙対策委員名簿

資料2 大阪市路上喫煙対策委員会傍聴要領(案)

資料3 諮問書の写し及び説明資料

資料4 第1回大阪市路上喫煙対策委員会資料 (資料番号未表示)

資料5 路上喫煙対策委員会審議スケジュール (案)

別添 参考資料 (フラットファイル) (委員のみ)

以上の資料でございます。資料は揃っておりますでしょうか。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

それでは引き続きまして、次第2の「委員長互選」に移らせていただきます。

「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第2条で、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定しておりますので、この規定に基づき委員の皆様への互選により委員長の選出をお願いいたします。

(花嶋委員)

今回の委員会は、いろいろな立場の方が入っていらっしゃいますので、あらゆる角度からの意見の交通整理をしていただくために、鬼迫先生が委員長になっていただくのが適切かと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの声あり]

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

それでは、鬼追委員に、委員長にご就任いただくことにご異議はございませんでしょうか。

[異議なしの声あり]

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、鬼追委員に委員長をお願いいたしたいと思えます。

それでは、委員長から一言ごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

(鬼追委員長)

鬼追でございます。只今、委員長にご推薦いただきまして、大変微力でございますけれども、大阪を愛すること人後に落ちないつもりでおりますので、なんとかこの委員会が機能いたしますように、大役を一生懸命務めさせていただきたいと思えますので、どうか皆様方のご指導、ご協力をよろしく申し上げます。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ありがとうございました。それでは、鬼追委員長には委員長席に移動していただきまして、会議の進行をお願いしたいと存じます。

(委員長)

それでは、只今から議事を進行いたしたいと存じます。まず第一に、皆様のご協力を得ながら、円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますが、次第4の「委員長代理の指名」について、でございますが、「委員会規則」第2条第3項によりますと、「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する」ことになっておりますので、この規則に従いまして、私の方から僭越でございますけれども、指名させていただきたいと存じます。

委員長の職務代理者として、松本委員をお願いしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

(松本委員)

謹んでお受けいたします。非力ではございますけれども、微力を尽くしますので、よろしく申し上げます。

(委員長)

それでは、引き続きまして、次第5の「委員会の傍聴要領(案)」についてでございますが、まず、本議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局：環境局事業部業務企画担当課長)

それでは、次第5の「委員会の傍聴要領(案)」についてご説明申し上げます。お手元の資料2の「大阪市路上喫煙対策委員会傍聴要領(案)」についてご説明申し上げます。

まず、第1条は、この要領の趣旨を定めたものでございます。

第2条「傍聴手続」、第3条「傍聴することができない者」、第4条が「傍聴者の遵守事項」、第5条が「会議の秩序維持」、第6条に「報道機関の特例」、第7条が「補則則」について、でございます。各条項の内容については、説明は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

次第の5、「傍聴要領(案)」についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、本件につきまして、皆様方のご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。

(委員長)

「大阪市の審議会等に関する指針」というのがございまして、この委員会もその一つに入るわけでございますが、公開を原則としておられるようでございます。また、昨今の情報公開あるいは会議の透明性の確保等がございまして、公開を原則とするということでございますので、この案でよろしいでございましょうか。

[はいとの声あり]

(委員長)

それでは、本件につきましては、異議なしということで、原案どおり、決定をさせていただきます。

ちなみに、今日の傍聴及び報道機関については、先程、ご報告があったとおりでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

(委員長)

続きまして、ここで、市長からの諮問をお受けしたいと思います。

本日は、報道関係者から撮影の申し出がございますので、ただいまから許可をいたします。

それでは、井越副市長、よろしく申し上げます。

(副市長)

《 諮問書読み上げ 》

《 委員長席前に移動し、諮問書を委員長に手交 》

※ 報道機関 撮影

(委員長)

ここで、副市長におかれましては、他の公務で大変ご多忙でございますので、ここで退席いただきます。どうもご苦労様ございました。

(副市長)

どうぞよろしく申し上げます。

(委員長)

それでは、この諮問の内容に関しまして事務局からご説明をお願いします。

(事務局：環境局事業部業務企画担当課長)

それでは、私の方からご説明させていただきます。お手元の資料を読ませていただくことによりまして、ご説明に代えさせていただきます。

《 諮問書 説明書 読み上げ 》

(委員長)

ありがとうございます。

ご説明は以上のおりでございますが、只今の市長からの諮問そのもの、また先ほどのご説明等に対するご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

どなたかご質問、ございませんでしょうか？

この諮問事項から言いますと、まず、禁止地区の考え方について、諮問するとい

うことでございます。

条例の8条1項及び2項に基づく諮問でございまして、それにまつわる、いろいろな背景事情でありますとか、ご説明いただきました。

それぞれ、ご質問でなくても結構でございます、皆様方のご感想等でも結構でございますので、ご意見をいただければ幸いです。

(坂口委員)

たばこ組合の坂口でございます。

私たち、たばこ屋さんは、たばこを売って生計を立てているものでございます。

愛煙家、喫煙者、私たちたばこ販売店が共に、快適な共存生活が営まれる、画期的な条例制定になるよう、まずもって要望いたします。

それから、禁止地区如何にかかわらず、愛煙家の喫煙できる喫煙場所を大阪市側で設備、及び設置していただきたいと思えます。

もうひとつ、たばこ販売店の店頭の灰皿設置を承認していただきたい。

それから、禁止区域の設定に関しては、地元たばこ販売店の意見を十分に受け入れ、区域の設定をお願いしたい。

また、条例では、市内の屋外がほとんど、喫煙禁止と解釈されているが、路上喫煙の禁止ではなく、他人の迷惑になる歩行喫煙は原則禁止であることを認めていただきたい。

また、携帯灰皿を携行して、他人の迷惑にならない場所で立ち止まり、喫煙することは容認していただきたい。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。坂口委員の方から、いろいろご要望も含めましてご意見がでました、他の委員の方は、いかがでございましょうか。

それでは、誠に僭越ではございますが、松本委員の方から、ひとつ、何か、ご質問でもご意見でも結構でございますので

(松本委員)

座ったままで、よろしいでしょうか。

(委員長)

先程は、起立してご発言いただきましたが、これからは座ったままでいかがでしょうか。

(はいの声あり)

それでは、よろしく申し上げます。

(松本委員)

これから、いろいろな事柄を審議していく上で、私自身、どういうスタンスで臨みたいかといった意見を少し申し上げさせていただきたいと思います。

先程のご説明にもありましたように、この条例は、一方において喫煙者の喫煙する自由というものを一定程度制限することになりますので、その意味で、条例の制定及びその運用においては、一定程度の配慮と言いますか、慎重な対応が必要になるであろうというふうに考えております。

しかし、他方におきまして条例の目的にもありますように、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保というこの目的を実現するということが極めて重要なことでありまして、とりわけ今考え方の中でご説明がありましたように、安心、安全、快適な生活環境の確保ということは、もう少し具体的に言うと、健康あるいは防火、あるいは防災、あるいはまちの美観、といったことの確保といった、様々な福祉的な目的もありまして、それらの目的を達成することも極めて重要なことだろうと思います。

そういたしますと、この条例の制定及び運用においては、異なる、場合によっては相反する重要な目的を同時に追求しなければいけないということでありまして、この委員会においては、その難しい、場合によっては矛盾する、二つの目的を如何に調和させていくかということが極めて大きな課題になるのではないかというふうに考えております。ですので、一方においては、その自由の制限ということの持っている意味を考え、他方においては、安全でありますとか安心といった重要な価値を実現していくということを考えなければいけないという、その観点から、この後の審議に臨みたいというふうに考えております。 以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。他の委員の方も、どしどしとひとつ意見表明をお願いしたいと思います。と言いますのは、今日は第1回でございますので、これからの委員会をどのように運営していくか、あるいは市長の諮問に対してどのようにお答えしていくかということについて、皆さん方それぞれ考え方を聞かせていただくことが、大変、今後の審議に有益になると考えておりますのでよろしく申し上げます。いかがでございましょうか？



(森田委員)

今日は、初めての委員会ですので、条例においても、余りみんな把握していないと思います。持ち帰って、条例の中身をよく検討していかなければいけないと思いますが、ただ直感的に思いますのは、これほど社会がやかましく言っているにもかかわらず、依然として、(坂口委員、たばこの販売業者の方とは、反比例するんですが、)なぜ止めないのかなあと私は思うんですよ、健康にもいいし、健康を害するたばこをなぜ止めないのか、そしてまた、今度路上喫煙を推進していくということで、今をもってたばこを吸っておられる方は、依然として、今後ずっと止められないと思うんですよ。それが今までにおいても、たばこを吸わない、吸えない、また大衆の中でもたばこを吸えないということになってきますと、もっと、過料の金額を大きくしたらいいのではなかろうかと思うんです。皆さんもご存知のように、駐車をされた、大きな金額になり、あれから一編に無くなったということもありますので、千円払ったらそれで終わりやと、わりかし大阪人はやけっぱちな人が多いんで、罰金もだいたい1万円ぐらいにすれば守られてくるのではなかろうかと。

それから、たばこの方ももっと値を高くして、私もたばこを止めて何十年にもなるので分からないんですが、だいたい2〜3百円でたばこを買えるように思うんですが、これも、もっと高い値段になれば、止める人が多くなると思うんですよ。何を言っても健康が一番大事だろうと思うので、よく町で喫茶とかで見かける若い女の人がたばこを吸っておられるというのは、やはり女性の方は子供の事もありますし、女性の方が非常に喫煙をされる方が多くなっておりまして、なんとかこれも早く止めるべきじゃないかと思うんで、みんなの認識というもの、また道徳というものを考えて、今後いろんなことに委員会から活動が進んでくればいいんじゃないかなと思うので、また今後の課題として考慮していただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

(西田委員)

私も、安全、安心なまちづくりであること、また快適な生活環境づくりといった点について、またそのための実現に向けてこうした審議をされることは大変賛成だと思っておりますが、一方で、やはりビジネスをなさっておられる方々への影響も考えていく必要があるのではないかと考えております。今後、具体的な審議の過程で、やはり今後指定する地域、沿線の企業あるいは商店の方々の意見とか、あるいは影響といったものを考慮する必要があるのではないかというふうに考えております。

2点目といたしましては、こうしたことはやはり国内外からの多くのビジターがおこしになるわけでございますので、こういった地域を指定する場合に、外からおこしになる方々への事前の周知、PRを、どこまで徹底できるのか、特に海外から起こしなる方々にぜんぜん分からないままに、こういった禁止規定をあてはめるのか、どうかといったことも非常に重要なことではないのかと考えておりますので、今後審議の過程で、そういったことをどのように具体的に対処していくのかといったことをぜひご審議をお願いしたいと考えております。 以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。それぞれ貴重なご意見を頂戴しておりますが、それでは、この際、全員にご意見をいただきましょう。どうぞ。

(西岡委員)

私はPTAをさせていただいておりますので、子供の観点という形から発言させていただこうと思いますが、先程もありましたが、生計を立ててる方もいらっしゃられます、その当たりの問題もやはり、今後考えていくべきだと思いますが、子供たちの安全、ですね。歩き煙草ということで、子供たちの目線のところに煙草があることが、その被害があると思いますし、また子供たちが煙を吸ってしまったたり、そういうことで煙草に入っていくというようなこともあるかもしれませんし、大阪市の町を歩いていて、子供たちが見たときに、煙草の吸殻が一杯落ちていくということで自分たちも汚してしまってもいいのではないかという形に子供たちになっていくということは非常に怖いことだと思いますので、やはり一番の問題というのは、私たち大人のマナーとモラル、そこに問題があるんじゃないかということで、そのあたりの審議をつけていっていただいて、生計を立てておられる方たちのことも考えながら、どういうのが一番いいのかというのを、今後私たちが考えていかなければいけないと思っております。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、花嶋委員からお願いいたします。

(花嶋委員)

今回のこの条例については、私も小さい子供を育てている親ですので、「いやだなあ」と思いながら、それでも、どこかへ言っていけることではないけれども、小さな「いやだなあ」を思っているいらっしゃるお母さんがたくさんいらっしゃると思いますので、この小さな「いやだなあ」を吸い上げてくれるというのは「非常にあり

がたいなあ」と思っております。それで、それをみんなで上手く話をしていく、いきなり決めたら、これで行きますではなくて、もっちゃり、もっちゃり、いろいろやりながら、みんなで意見を出し合う場になればいいなあと思います。最終的には、みんなが煙草を危ないところでは止めようということになって、この条例自体が有名無実なものになれば、条例はあるけれど誰も違反をしないので、取り締まる人もいないというような形になれば、健全なのかなあと思っています。

例えば、私が小さい頃は、電車やバスの中は、煙、煙だったんですけれども、今では電車とかバスの中で吸う人はいませんし、見かけたこともありませんし、というように、まあ少し時間はかかるかもしれませんが、いつの日にか歩き煙草みたいなものは、「なんですか」っていうような時代がくればなあと思います。

それともう一つ、私はいつもごみの話をやっておりますので、散乱ごみという観点からも、煙草がなくなると、ほかのものもポイ捨てがなくなるというような話も聞いておりますので、ぜひそういう点からもまちがきれいになったらなあと考えております。

(委員長)

ありがとうございました。

私もかつてはヘビースモーカーでございまして、愛煙家の気持ちも良く分かるわけで、現在は吸っておりません。

今、花嶋委員の方からもお話がございましたが、大阪の家電等の不法投棄が全国平均の 1.4 倍、というような記事が、ついひと月ほど前の新聞に出ておりました。また煙草だけではなく、大阪のドライバーの運転は、大変、日本国中で有名だと言われておりますが、運転マナーがよろしくない、といったこととどこか共通するところがあるのかなあ、あくまでもマナーやモラルの問題でございまして、この委員会での議論がひいては大阪市全体の市民マナーといいましょうか、そういったものの向上につながるようなことがあれば幸いかなあと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ひとあたりご意見を頂戴いたしましたところで、資料等についてのご説明を事務局の方からお願ひしたいと思ひます。

(事務局：環境局事業部業務企画担当課長)

《 委員会資料 説明 》

(委員長)

ありがとうございました。そういたしますと、本日いただいた諮問は、路上喫煙禁止地区にかかる考え方についてということでございまして、今のご説明とあわせて考えますと、禁止地区として、面で指定するのか点で指定するのか、あるいは線で指定するのか、いろいろな考え方があろうかと思うわけでございますが、これについては事務局の方では、あらかじめ何かお考えになっておられることはございますか。

(事務局：環境局事業部業務企画担当課長)

今、検討しておりますので、できましたら次回にまとめて考え方の資料を用意してご説明をさせていただければと思うのですが、今考えておりますのは、面の考え方と線の考え方の、他の都市の事例を聞いておまして、実際に煙草を吸われた方が、そこが地区であるか、地区でないかということが明確に分かれないと、どうもトラブルも起きますし、その方も不満であるということで、線による考え方の方は、その点は非常に明快であるということで、面で最初から広げていくと境界のところ非常に不明確になるというようなことは、他の都市の事例も聞いておりますので、その辺も考えながらまとめて、次回にご説明させていただきたいと思っております。

(委員長)

分かりました。そういたしますと今日、初めて資料をご覧になった委員の方もいらっしゃると思うんですが、いきなり具体的な議論は、今日はとても無理だろうと思いますので、次回までに今日頂戴した資料などをご覧いただいた上で、それぞれの考えを示していただければとそうように思います。

そういたしましたら、審議スケジュールの方に移らしていただいて、よろしゅうございますか。それでは、事務局の方から、審議スケジュール案について、ご説明をお願いします。

(事務局：環境局事業部業務企画担当課長)

《 審議スケジュール案 説明 》

事前調整、第2回 5月16日 午前 第3回 5月29日 午後ですので、第4回開催日の調整を本日、お願いしたい。

(委員長及び事務局)

《 第4回開催日の調整 》

第4回目 6月11日の14時開催 (後ろの日程予定なし)

場所については、事務局の方で調整し、後日連絡  
《第5回開催日の追加調整》

第5回目 7月5日 午後1時から

(委員長)

事務局の方で、6月下旬までに中間答申ということで、おそらく過料徴収の発効が10月1日ということで、そういう制度をおつくりになった以上は、それを実行しうる状態にしておきたいということでございますので、ご協力いただきたいと思います。

それでは、以上で大体、本日の予定していただいた事項は終えたと思いますが、

《傍聴席からの挙手あり》

(委員長)

どうぞ

(傍聴席 発言者)

傍聴席から、ちょっと意見を言わせていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局：環境局事業部業務企画担当課長)

いや、傍聴の方からの意見は出せませんので

(傍聴席 発言者)

委員長から認可があれば、とのことで…

(委員長)

はい、こちらの方も、まず確認をさせてください。

事務局の方で11時半ごろまでの予定をさせていただいているようですが、先程、冒頭に皆様方からご意見を頂戴いたしました。いろいろな観点から、つまり喫煙者の立場、あるいは事業者の方の立場、あるいは周辺住民あるいは法律に携われられる立場など、いろいろな立場を考えながら、しかしマナーの向上でありますとか、安全で暮らしやすい、あるいは人にやさしいということを目指していくということにはご異論はないと思いますが、この際、特に、ご意見等がございましたら、どうでございましょうか。

それでは、今、傍聴の方から発言の申し出がございましたが、委員長の許可があ

ればということですが、こういう委員会の性格でございますので、傍聴の方から特に意見をと申し出ておられますので、お伺いをするということでもよろしいでございますか。

よろしいでしょうか。

じゃあ、今の方、どうぞ。

(傍聴席 発言者)

私、野上浩志と申します。大阪の「たばこれす」という団体の代表と、それから「子どもに無煙環境を推進協議会」というNPOで、たばこ問題をこの20年間取り組んでおります団体の代表者のひとりです。

3点ほど申し上げたい。関連しますが、この委員会の名簿がホームページに公開された時に、事務局に電話差しあげたんですが、たばこ業界の方は入っておられるが、私ども、条例制定を長年働きかけてきた団体がないというのはいかがなものかと、先程、パブリックコメントの中で、市の方から説明はあったですけれども、私どもの方も、ぜひこの委員会の委員に、私どもの関係者を入れていただきたいということは申し上げました。それは、市の説明資料に入らなかったのは、それは残念に思っております。

もう一つは、委員の方々にこれから審議をされていくと思いますが、ぜひ私どもの方の意見陳述をさせていただく機会を、ぜひ設けていただきたいと思っております。

もう一点、たばこ業界の方が、先程、要望を申し上げられましたが、それは、この委員会の性格上、ちょっとおかしいのではないかと危惧を持っています。要望を述べられるのではなく、あくまで委員の皆さんは、第三者の客観的・公平的な立場に立って、審議いただく場だと思いうので、それを一方的な側の方が要望というのを出されて、それが審議に捉えられていくかどうかは分かりませんが、そういうことは控えていただきたいと思っておりますので、委員の方は自重していただきたいという希望をお願いしたいと思います。文書で提出した方がいいのであれば、提出させていただきますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(委員長)

どうも、ありがとうございました。今のご発言は記録にとどめていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、予定よりかなり早く終了しますが、よろしゅうございますか。

それでは、今日はこれで閉会したいと思います。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。